

第5章

バリアフリー化の手順と体制

1. バリアフリー化に向けた手順

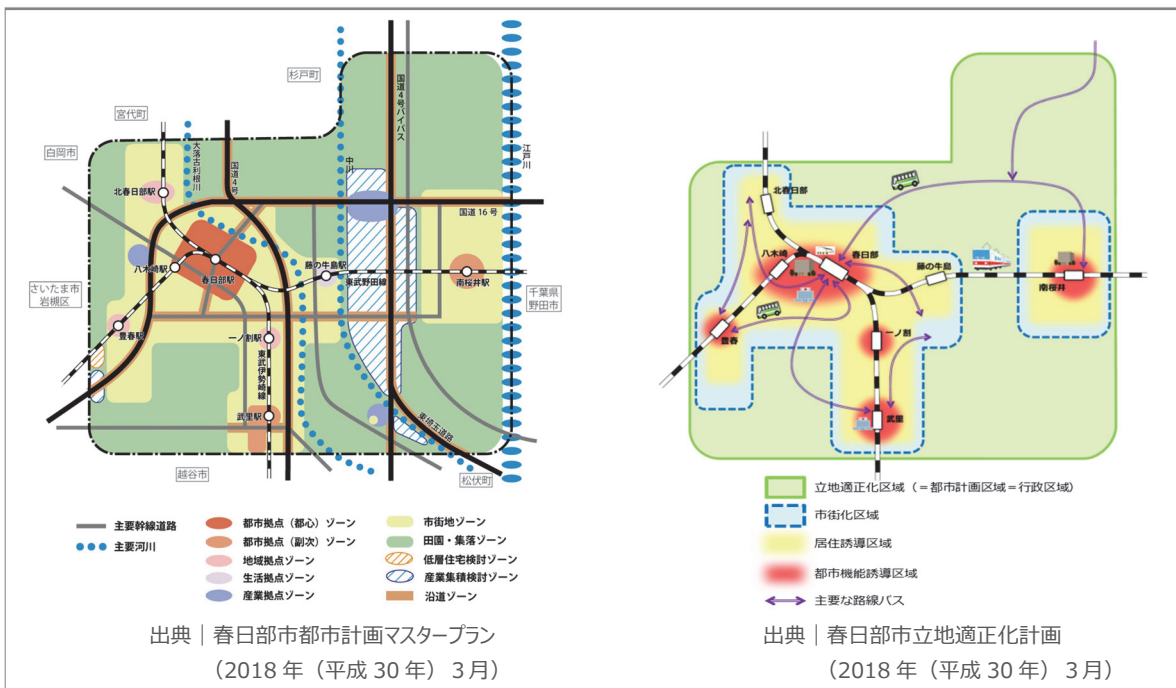
(1) 市全域の移動等円滑化促進方針への拡大

本計画では、連立事業を契機とした中心市街地まちづくりに合わせて、春日部駅・八木崎駅周辺地区を先駆けて移動等円滑化促進方針に位置付けました。

今後は、基本理念と基本方針を春日部市全域に拡大し、新たなまちづくりを進める駅周辺においてバリアフリー化の検討を進めます。具体的には、都市計画マスタープランの都市拠点ゾーンや立地適正化計画の都市機能誘導区域に指定された武里駅や南桜井駅周辺等を対象に、移動等円滑化促進地区の設定を目指していきます。

なお、土地区画整理事業を予定している北春日部駅周辺は、事業の進捗に合わせて移動等円滑化促進地区の設定を検討していきます。

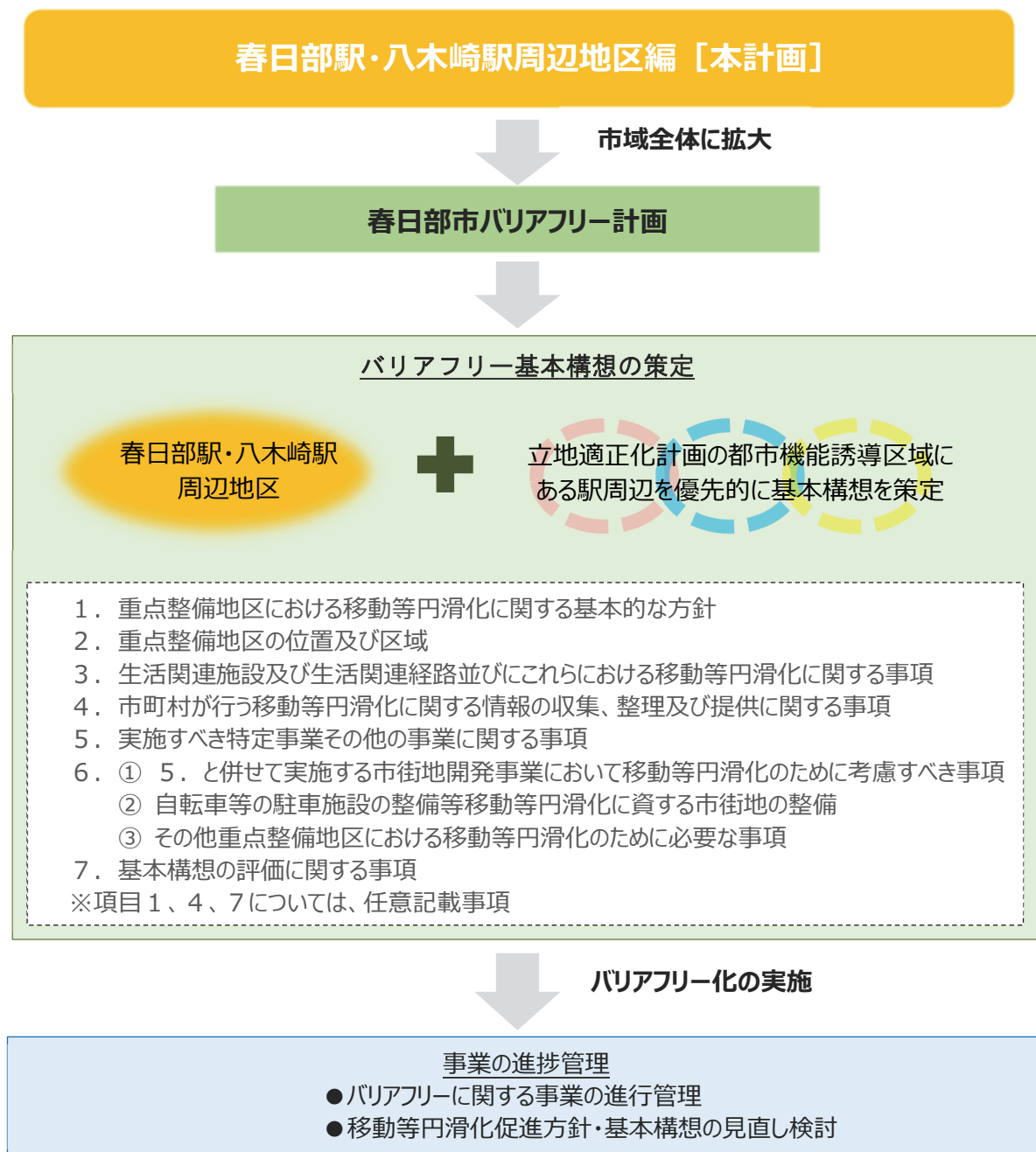
■ 図39 | 上位計画に位置付けられている将来都市構造



(2) バリアフリー基本構想への移行

中心市街地バリアフリー計画策定後は、関係事業者によく周知することにより、施設改修時などの事業者からの届出制度の活用等を通じて、事業者間の調整を行うきっかけづくりを行っていきます。

今後、移動等円滑化促進方針の周知が進み、具体的な事業に関する調整の目途が立った段階で基本構想の作成へ移行していきます。



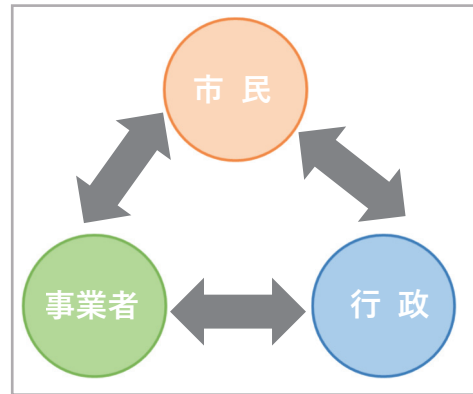
2. バリアフリー化への取組

(1) 推進体制

バリアフリー化を推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割の認識したうえで、相互に連携しながら具体的に取組むことが重要であり、バリアフリー化を実現するためには、バリアフリー化実施後の点検・評価や利用者の意見を聴取しながら、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要になります。

バリアフリー化を推進していくための、市民、事業者、行政の役割としては以下のような内容があります。

■ 図40 | バリアフリー推進体制



	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活におけるバリアフリーに配慮した行動の心がけ ○ バリアフリーに関する教育活動や意見交換会等への参画 ○ バリアフリー実施後の検証への参画 ○ 事業者が実施するバリアフリー化実施への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー化の実施・維持管理 ○ 職員、従業員等に対するバリアフリーに関する教育活動 ○ 移動のために必要な介助、誘導その他の支援
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー推進体制を確立するための庁内の各部署の連携 ○ バリアフリーに関する教育・啓発の実施 ○ バリアフリーに関する情報収集と情報公開 ○ バリアフリー化実施後の意見聴取、集約 ○ バリアフリー実施後の検証、フィードバック

(2) バリアフリー化に向けた具体的な取組事例

バリアフリー化を推進していくための具体的な取組施策については、バリアフリー基本構想の策定に向けて、まちあるき点検、ワークショップなどを行いながら検討を行います。



まちづくりサロンによるワークショップ
(春日部市)



まちあるき点検の様子

バリアフリー化に向けた具体的な取組として、次のような事例が考えられます。

高齢者や障がい者等の移動に関し、歩道の段差や視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置、路面の平坦性の確保、通路などの十分な幅員の確保、分かりやすい案内板や案内の多言語化表示。

まず、生活関連経路（STEP1）では、連立事業実施期間中における歩行者動線の安全確保を目指します。当面の取組として歩道の段差解消など道路の適切な維持管理に努めます。

次に、生活関連経路（STEP2）では、連立事業と一体的に整備される新たな経路について、広幅員の歩道にするなどバリアフリーに配慮した設計とします。

また、駅前通りでは歩道空間に休憩施設を設置するなど、沿道店舗や地権者とともに検討します。中心市街地まちづくり計画と連携して、歩行者中心のまちづくりを進めます。



視覚障害者誘導用ブロック
(春日部駅付近)



連立事業期間中の動線検討
(富士見町地下道)



デジタルサイネージ
(春日部市)



《参考》中心市街地まちづくり計画の関連施策

「公共交通の結節機能の向上」

○東西駅前広場の再整備において、歩行者、公共交通を優先した動線、機能に再配置し、乗換えの利便性を高めます。

「歩行者の安全に配慮した交通環境の整備」

○住宅地に新たに整備される側道や交差点において、区内住居者の生活行動や小中学校PTA等の意見を踏まえ、アクセス道路の一方通行化など交通規制を検討します。

生活関連施設に関し、施設への出入口の段差の解消、多目的トイレの設置、エレベーターの設置、分かりやすい案内板や案内の多言語化表示、車椅子使用者用駐車施設の設置。

まちあるきや施設の視察に当事者参画を促し、そこで出た意見をもとに施設改修等を働きかけます。

その他、公共交通に関し、ラッピングバスを活用した春バスのPR、ノンステップバスの導入促進などを通じて、公共交通の利用促進を図ります。



多目的トイレ
(ふれあいキューブ)



車椅子駐車場
(イトーヨーカドー春日部店)



低床バス (春バス)

3. 継続的な取組の仕組み

バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、施策に関連する当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展(PDCAによるスパイラルアップ)を図っていくことが重要になります。

おおむね5年ごとに、移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を見直します。

■ 図41 | バリアフリー推進体制

